農業専門委員の設置等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市農業専門委員設置規則(以下「設置規則」という。) 第7条の規定に基づき、農業専門委員(以下「専門委員」という。)の設置 に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(専門委員の所掌事務)

- 第2条 設置規則第2条に規定する専門委員の所掌事務は、次の各号に掲げる ものとする。
- (1)農地法に関する事項
- (2) 生産緑地に関する事項
- (3) 農地に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度に関する事項
- (4) 地域の調整に関する事項
- (5) 農地等の利用の最適化の推進に関する事項
- (6) 農業者に対する支援等に関する事項
- (7) その他、市長が必要と認める事項

(専門委員の定数)

- 第3条 設置規則第4条に規定する専門委員の人数は次のとおりとする。
 - (1)農業者のうち、地域の事情に精通する者 15名
 - (2) 前号に定めるもののほか、農業に関する識見を有する者 3名
- 2 前項第1号の委員の担当区域は、別表に定めるとおりとする。

(専門委員の補充)

- 第4条 専門委員が欠けたときは、補充することができる。
- 2 補充された専門委員は、前任者の残任期間在任する。

(守秘義務)

- 第5条 専門委員は、調査等を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 2 本市は、委嘱に先立ち、専門委員に守秘義務を遵守する旨の承諾書の提出 を求めなければならない。

附則 この要綱は、平成28年10月3日から施行する。

別表(第3条第2項関係)

西淀川区・淀川区・東淀川区	2名
生野区	1名
旭区・城東区・鶴見区	2名
阿倍野区・住之江区・住吉区・西成区	2名
東住吉区	2名
平野区	6 名